

令和5年（行ウ）第7号 損害賠償請求事件（住民訴訟）

原告 小畑太作 外6名

被告 山口県知事村岡嗣政

意見陳述書

（本件の鍵は山口県遺族連盟の性格をどう見るかにある）

2026年4月27日

山口地方裁判所 御中

原告らは、本件訴訟の扱っている事象の重大さ、深刻さを裁判官により深く理解
いただきたく、後記のとおり、「本件の鍵は山口県遺族連盟の性格をどう見るかに
ある」との観点から意見陳述いたします。

原告ら訴訟代理人弁護士 加 島 宏

記

大阪弁護士会所属弁護士の加島宏と申します。これから数分間、「この問題は放置できない。」と私が直感した、その想いをお話します。

私は小学校の6年間、学校から帰るとすぐ、近くに住んでいた母の父、つまり母方の祖父に預けられていました。敗戦後まだ数年しか経っていない頃でした。

祖父の家には奥の部屋の高い壁に、額に入ったりりしい軍服姿の若者の写真が飾られていました。母の6人兄弟姉妹の年長の兄でした。祖父の家族は、長男を戦争で亡くした戦没者遺族だったのです。

祖父も祖母も、生き残った5人の兄弟姉妹でさえ、戦争で亡くなったその長兄のことを口にしたのを、私が聞いたことはありません。戦没者遺族の集まり等もあったでしょう、遺族年金の支給が始まった時期もあったのですが、祖父母たちがそういった話題を口にしているのを聞いた記憶がありません。そのような戦没者の遺家族は、きっと現在でも少なくないと想像します。ちなみに、祖父母の家族にはお坊さんが節目節目にお経をあげに来ていました。

思い返してみると、私が政教分離訴訟に導かれた背景には、このような記憶があるのかもしれません。

さて、本件について述べなくてはなりません。

本件は、単に山口県知事による、山口縣護國神社という一神社への参拝の適否を問うだけの事案ではありません。

原告らが問題としているのは、地方公共団体の長である本県知事が、戦没者を神として祀る護国神社に数十年にわたり継続的に参拝し、それを山口県の戦没者遺族への「社会的儀礼」とであると主張して何ら問題とは感じていないこと、そればかりか、本件訴訟提起後も毎年、同神社春季慰霊大祭への公的参拝と挨拶を継続し、将来も継続していく方針を公言しているという事実です。

他の都道府県の大多数の知事が、それぞれの地域の「戦没者遺族会」から招待があっても、各地の護国神社での同様の慰霊祭への出席をしていない中で、山口県知事は、頑として毎年の出席を繰り返しているのです。

山口縣護國神社での春季慰霊大祭は、「戦没者を祭神とする神道祭祀」です。宗教儀礼です。その神道祭祀への県知事の公的参列は、被告が書面で認めただけでも、1996（平成8）年以降、実に30年にわたって行われてきました。

この恒例化した参拝と挨拶は、単なる一宗教法人の年中行事への参加ではなく、国家神道に由来する戦没者祭祀体系の一部、山口縣護國神社の中心的宗教行事へ、県の代表が恒例かつ制度的に関与しているとみるべきものです。30年以上もの長期間、県知事と幹部が、護國神社の春季慰霊大祭の都度毎年公的に参拝することで、まるで護國神社が県の公的な戦没者慰霊施設であるかのように扱っているのです。これは大きな間違いです。

県下の戦没者遺族の中には、当然のことですが、山口県遺族連盟に加わっていない方、つまり会員ではない方、遺家族が多くおられます。中には、キリスト者家族のように、靖國神社国家護持を要求している山口県遺族連盟の思想や活動方針に、はっきりと「反対」の立場の方も少なくないのです。

そういった事実の存在も、それがどういう意味を持つのかも、これまでの訴訟経過の中では触れられてきませんでした。それ故に、山口県遺族連盟なる団体があたかも戦没者遺族と同一、あるいは代表しているかのように扱われてきています。しかし、山口県遺族連盟が戦没者遺族と同一ではないこと、全戦没者を代表もしている団体でもなく、靖國神社を尊崇する一部遺族の集団に過ぎないことを見逃したままでは、本件の問題提起を正しく解決することは、決してできません。

戦後、国家神道体制は公式には解体されました。しかし、山口縣護國神社では、国家神道時代の祭祀と変わらぬ宗教儀礼が未だ執行されており、知事はその事実を知りながら、これに参列することが戦没者遺族全体への社会儀礼であると主張して、止めようとしていないのです。知事の参拝は、山口県遺族連盟に結集している声の大きい一部戦没者遺族には喜ばれるかも知れません。しかし、その他の戦没者遺族にとっては、時には悲しみの対象である行為、場合によっては鼻白む責任逃れの行為と映っているでしょう。

知事の本件参拝は、山口県と山口縣護國神社、及び山口県遺族連盟という「戦没者遺族の一部集団」との間に恒例化してきた強い癒着を明らかにしています。これは、戦前の国家神道体制において見られた国家や地方公共団体と神社祭祀、及びその氏子集団との結合関係を想起させます。

政教分離原則は、国家神道体制の反省に基づき、国家と宗教の制度的結合を防止するために設けられました。したがって、地方公共団体である山口県が、山口縣護國神社の宗教上の祭祀、及びその祭祀の主催者側である山口県遺族連盟に、恒常的、制度的に関与し続けることは、たとえ同連盟が戦没者遺族の多くの部分を結集しているとしても、政教分離原則に違反するものです。

本件のような恒常的な関わり合いは、国家神道の復活への道に通じるものであり、明確に政教分離原則違反に違反するといわねばなりません。

これからの慎重な審理を願いつつ、私の意見陳述を終わります。

以 上